

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 3 月 1 日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
株式会社イオンフードスタイル
(旧商号：マックスバリュ関東株式会社)

2026年3月1日

株式交換に関する事後開示事項

(株式交換完全親会社)

東京都千代田区神田相生町1番地
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 井出 武美

(株式交換完全子会社)

東京都江東区亀戸五丁目30番3
株式会社イオンフードスタイル
代表取締役社長 平田 炎

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「U.S.M.H」といいます。）と株式会社イオンフードスタイル（2026年3月1日付でマックスバリュ関東株式会社より商号変更。以下「イオンフードスタイル」といいます。）は、2025年12月22日付けで締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年3月1日を効力発生日として、U.S.M.Hを株式交換完全親会社、イオンフードスタイルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示書事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年3月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求をしたイオンフードスタイルの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

イオンフードスタイルは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2026 年 1 月 30 日付けで、イオンフードスタイルの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である U. S. M. H の商号及び住所を通知しました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求をしたイオンフードスタイルの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

U. S. M. H は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2026 年 1 月 30 日付けで、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるイオンフードスタイルの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換であるため、U. S. M. H の株主による株式の買取請求はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、U. S. M. H に移転したイオンフードスタイルの株式の数は、本株式交換により、U. S. M. H がイオンフードスタイルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のイオンフードスタイルの発行済株式から、U. S. M. H が所有するイオンフードスタイルの株式数を除外した普通株式 11, 516, 533 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) U. S. M. H は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した U. S. M. H の株主はおりませんでした。
- (2) イオンフードスタイルは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 12 月 22 日付け株主総会決議により、本株式交換の承認を得ております。
- (3) U. S. M. H は、基準時のイオンフードスタイルの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、U. S. M. H を除きます。）に対し、その所有するイオンフードスタイルの株式に代わり、その有するイオンフードスタイルの株式の数の合計数に 741.042 を乗じて得た数の U. S. M. H の普通株式を割当交付しました。なお、U. S. M. H が交付した普通株式の合計は 11,516,533 株です。
- (4) 本株式交換により増加した U. S. M. H の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。
 - ① 資本金の額： 金 0 円
 - ② 資本準備金の額： 会社計算規則第 39 条に従い、U. S. M. H が別途定める額
 - ③ 利益準備金の額： 金 0 円
- (5) 吸収合併、吸収分割又は商号変更の状況は以下のとおりです。
 - ① イオンフードスタイルは、2026 年 3 月 1 日を効力発生日として、イオンフードスタイルを吸収合併存続会社、イオンマーケット株式会社（以下「イオンマーケット」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、イオンマーケットの一切の権利義務を承継する吸収合併を行いました。
 - ② イオンフードスタイルは、2026 年 3 月 1 日を効力発生日として、イオンフードスタイルを吸収分割承継会社、株式会社ダイエー（以下「ダイエー」といいます。）を吸収分割会社とし、ダイエーが関東で営むスーパーマーケット事業に関して有する権利義務をイオンフードスタイルに承継させる吸収分割を行いました。
 - ③ イオンフードスタイルは、2026 年 3 月 1 日付で、「マックスバリュ関東株式会社」から「株式会社イオンフードスタイル」に商号を変更しました。

以上